

## 県立特別支援学校運動部支援事業補助金交付要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、県立特別支援学校運動部支援事業補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、必要な事項を定める。

### (交付の目的)

第2条 本補助金は、パラリンピックやデフリンピック等の国際大会や全国障害者スポーツ大会等の国内大会への出場を目指す子どもを発掘・育成すると共に、各種競技毎の全国大会等への派遣を支援することによる本県の特別支援学校部活動強化を通じて、スポーツを通じた体力の維持・向上を図り、自立と社会参加の促進に寄与することを目的として交付する。

### (補助金の交付)

#### 第3条

- 1 一般社団法人鳥取県障がい者スポーツ協会(以下「障スポ協」という)は、前条の目的に資するため、強化指定された各学校の部活動及び障スポ協が認める全国大会等へ派遣される部活動に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。
- 2 対象事業は外部指導者派遣事業、強化指定補助事業及び全国大会等派遣事業とする。
- 3 補助金の額は、補助事業に要する経費(以下「補助対象経費」という。)の実支出額の合計額から寄付金その他の収入(本補助金を除く。)を控除した額と、補助基準額の合計を比較して、いずれか少ない方の額とする。

### (補助金の申請等)

第4条 補助金の交付申請は、申請書(様式1, 2, 4, 5)を障スポ協会長が定める日までに、提出しなければならない。

### (交付決定の時期)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から起算して、30日以内に行う。

### (補助金の運用)

#### 第6条

- 1 本補助金は、各学校の運動部ごとに交付することとし、同一の学校内で本補助金の交付決定を受けた異なる運動部同士での本補助金の流用は原則として認めない。また、各運動部に配分されている外部指導者派遣事業と強化指定補助事業及び全国大会等派遣事業の補助金について、各事業の間での流用は原則として認めない。
- 2 本補助金は、当該年度の補助金交付決定通知書発行日以降より実施した事業について運用できる。

### (事業実施報告書)

第7条 補助金の交付を受けたものは、事業実施報告書(様式3, 4, 5)を、事業が完了した月から1月を経過した日、又は補助金の交付決定があった年度の翌年3月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(交付の条件)

第8条 補助金の交付を受けたものは、補助金に係る帳簿及び証書等を事業完了後3年間保管しなければならない。

(外部指導者の選定)

第9条 外部指導者は各学校が選定し、県立特別支援学校運動部支援事業外部指導者調査書(様式6)を障スポ協へ提出する。

(外部指導者の範囲及び補助対象経費)

第10条 本事業の外部指導者派遣事業の補助対象とする外部指導者の範囲及び外部指導者に係る経費のうち補助対象とする経費は、鳥取県教育委員会が定める運動部活動推進事業(外部指導者)実施要項(県立学校)に準ずることとする。ただし、次の各号に該当する場合を除く。

- ① 鳥取県教育委員会が開催する研修会への参加のための必要な経費。
- ② 指導者の派遣回数、謝金の上限は障スポ協が各学校へ通知した予算内の額とし、これを超過する場合。

(強化指定区分の決定)

第11条 強化指定補助事業に係る各校部活動の強化指定区分は、原則以下の条件に沿って、各校の現状(生徒数等)も加味し、総合的に判定の上、決定する。

(競技力向上部門)

A区分：過去3年間、全国障害者スポーツ大会または各種全国レベル以上の大会に出場・選手派遣の実績がある部活動。

B区分：過去3年間、中国・四国レベル以上の大会に出場・選手派遣の実績がある部活動。

(エンジョイ部門)

A区分：過去3年間、県内レベル以上の大会に参加し、指導者及び練習環境等を整えることにより活動の発展が期待できる部活動。

B区分：指導者及び練習環境等を整えることにより活動の発展が期待できる部活動。

(全国大会等派遣事業の範囲)

第12条 全国大会等派遣事業に係る補助対象は、鳥取県教育委員会が定める鳥取県学校関係体育大会補助金交付要綱別表に準ずることとする。ただし、中央競技団体が主催する全国大会等において、「特別支援学校単位」での出場を義務付けている場合においては、補助対象とすることができる。

(雑則)

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

この要綱は、平成30年4月1日から改正、適用する。

この要綱は、平成31年4月1日から改正、適用する。

この要綱は、令和2年4月1日から改正、適用する。

この要綱は、令和4年4月10日から改正、適用する。

この要綱は、令和4年8月8日から改正、適用する。

この要綱は、令和5年4月18日から改正、適用する。